

河津桜保護育成計画

— 河津桜守人マスタープラン —

河津桜発祥の地・桜もりびとの郷

平成26年 3月
河津町 産業振興課

もくじ

序 計画の概要

- 1) 計画策定の趣旨…………… 2
- 2) 計画の位置づけ…………… 2
- 3) 計画期間…………… 2

1 河津桜の現状と課題

- 1) 原木…………… 3
- 2) 桜並木…………… 3
- 3) 名木・その他の桜…………… 3

2 河津桜保護育成方針

- 1) 理念…………… 4
- 2) 将来像…………… 4
- 3) 基本方針…………… 5

3 基本計画

- 1) 発祥の地としての“ふるさとづくり” …… 6
- 2) 樹木保護育成に向けた“樹木情報づくり” …… 9
- 3) 保護育成活動の“担い手づくり” …… 10
- 4) 河津桜を楽しむ“回遊づくり” …… 12

4 重点プロジェクト

- 1) 河津桜憲章の創設 …… 13
- 2) 河津桜守人制度の創設と桜守人の育成 …… 14
- 3) 河津桜の魅力的な場所の創出と回遊ルートの設定 …… 16

資料編

河津町河津桜保護育成計画策定委員会設置要綱

河津町河津桜保護育成計画策定委員名簿

策定経過

河津桜に関する年表

序 計画の概要

1) 計画策定の趣旨

本町では、河津桜について、昭和 49 年に命名を行い、昭和 50 年には「町の木」に制定しています。その後、若手農業者を中心とする苗木の増殖や町内への植栽、昭和 50 年代には現在の静岡県伊豆農業研究センターによる育苗と 1, 230 本もの苗木の町内配布があり、現在、町内には約 8, 000 本の河津桜が美しい花を咲かせています。

伊豆縦貫自動車道の整備が進められるなか、伊豆地域における観光振興への期待が高まっており、本町においても河津桜等の資源を生かした観光地づくりが重要になってきました。

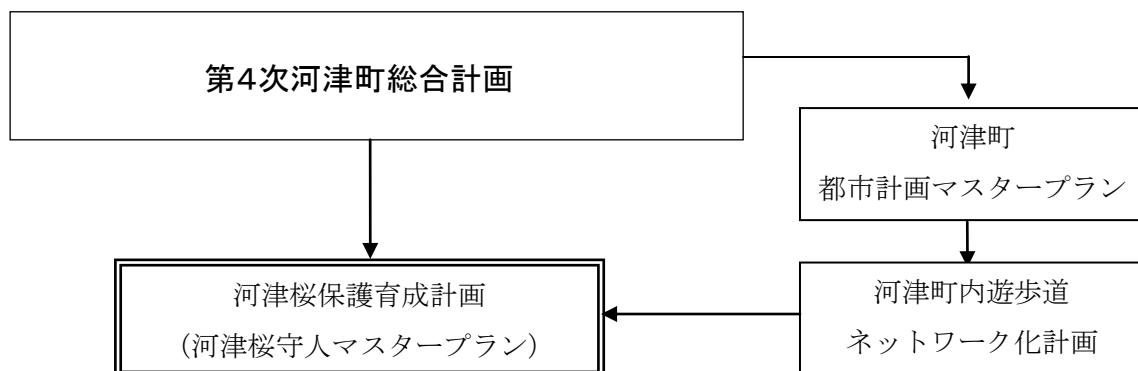
河津桜は、本町及び伊豆地域の観光資源として貴重な資源となっています。一方、河津桜の保護育成のために多くの町民の協力を必要としている状況にあります。

本計画は、本町における河津桜の現状と課題を踏まえ、多くの町民が係わり、豊かになっていくための桜及びこれに付随する資源の保護育成方策をとりまとめることを目的とします。

2) 計画の位置づけ

○河津桜保護育成計画は、平成 22 年度に策定された「第 4 次河津町総合計画」及び平成 25 年度に策定の「河津町都市計画マスタープラン」を踏まえて策定される計画です。また、平成 14 年度に策定されている「河津町内遊歩道ネットワーク化計画」を参考にしています。

○この計画は、河津桜の保護育成に関する広範な内容について、行政が実施する取組みとともに、住民、各種団体、学校、事業所などが協働で取り組む内容について記述しています。



3) 計画期間

この計画の計画期間は、平成 26 年度～35 年度とします。

1 河津桜の現状と課題

1) 原木

現状	<ul style="list-style-type: none">・昭和 30 年に飯田勝美氏が庭に定植してから約 60 年が経過した樹木が、河津桜原木として保護されている。・平成 17 年に町指定の天然記念物に指定されている。・開花時期には多くの観光客が原木を観に訪れている。
課題	<ul style="list-style-type: none">○根域が狭小で根詰まり状態にある。○萌芽枝が勢いを増し樹幹との世代交代が勢いを増している。○枝枯れが回復する基調が見られない。○発祥の地としてのふるさとづくりを進める必要がある。

2) 桜並木

現状	<ul style="list-style-type: none">・昭和 50 年頃から若手農業者を中心に植樹され、現在、二級河川河津川堤防に約 850 本の河津桜が植えられている。・堤防に植えられている桜の維持管理については、河津桜維持管理推進委員会により「二級河川河津桜維持管理行動計画」がまとめられており、専門家（伊豆農業研究センターなど）の協力を得ながら、行政、地域、商工会、観光協会による管理が行われている。・「河津桜まつり」は平成 3 年から開催されており、平成 11 年には来訪客が 100 万人に達している。・「河津桜まつり」実行委員会は、毎年 10 月に出店事業者などと共に桜への施肥などを実施している。
課題	<ul style="list-style-type: none">○植栽本数が多く、一部の樹木に枯損枝、衰退枝がみられる。○樹勢の悪い樹木がある。○祭りの開催期間以外においても桜に関心をもってもらうことが求められている。

3) 名木・その他の桜

現状	<ul style="list-style-type: none">・隠居の桜、涅槃の桜、車の桜、音蔵の桜、豊泉の桜、役場の桜、かじやの桜などが個性的な花を咲かせている。・町内には約 8,000 本の河津桜がある。・公式なもの、そうでないものを含めて、国内外に多くの桜が寄贈されている。
課題	<ul style="list-style-type: none">○それぞれの桜の特徴が整理されていない。○名木となりうる桜の情報が整理されていない。○寄贈先によっては、良好でない状態での樹木がある。

2 河津桜保護育成方針

1) 理念

河津桜を守り、思いやりと誇りをもって郷土を育て、来訪する方々を“おもてなしのこころ”で迎えます。

2) 将来像

河津桜発祥の地・桜もりびとの郷

河津桜は本町で発見され、地域の人々によって温かく育まれてきました。

この計画は、次世代を担う子どもと全国の人々に向けて、河津桜を守る“桜もりびと”をはじめ、住民一人ひとりが、町固有の貴重な財産である河津桜（カワヅザクラ）を、今後、どのように育んでゆくのかをとりまとめています。

私たちは、将来にわたり、河津桜発祥の地を守り、育んで、訪れる人々を温かく迎え入れていく郷土を目指します。

3) 基本方針

(1) 発祥の地としての“ふるさとづくり”

本町は、河津桜発祥地として全国的に知られるようになってきました。河津桜のシンボルとなっている原木の保護育成はもとより、町内にある河津桜の全てを大切にします。また、子どもから大人までが河津桜のあるふるさととしての誇りを持ち、全国に発信していくとともに、新たな魅力の創造に取り組むことで、発祥の地としての“ふるさとづくり”に取り組めます。

(2) 樹木保護育成に向けた“樹木情報づくり”

本町の河津桜は、数々の名木や桜並木をはじめとして、町内に約8,000本の河津桜が美しい花を咲かせ、住民や来訪者を楽しませてくれています。

町内に咲く河津桜の樹木の情報について、できるだけ詳しく収集し、まちづくりに活用していきます。また、河津桜の保護育成に関する技術情報についても収集すると共に、一般の方でもわかりやすい情報提供をおこないます。これらの情報は、できるだけ一元化し、問い合わせ等に対して迅速な対応ができる体制を整えます。

(3) 保護育成活動の“担い手づくり”

現在、多くの観光客を集めている河津桜は、多くの方の弛まぬ苦勞により増殖され、育てられてきました。河津桜の魅力を維持、向上していくためには、住民をはじめとする一般の方の関心や愛情、行動が必要となっています。本町では、河津桜を温かく見守り、保護育成に必要な手入れを行っていく“担い手づくり”に取り組めます。

(4) 河津桜を楽しむ“回遊づくり”

河津桜の開花時には、多くの観光客が町を訪れ、河川沿いの桜並木やその周辺の出店を中心に回遊しています。一方、河津七滝ループ橋の周辺にも桜の見どころがあり、楽しむことができるほか、町内の道路を往来する際にも沿道の桜を楽しむことのできる場所が数多くあります。本町では、来訪者を温かく迎え入れるとともに、河津桜の開花時期に町内の広い地域を回遊して楽しむことのできる魅力を演出します。

3 基本計画

1) 発祥の地としての“ふるさとづくり”

1-1 原木の保護育成

①適切な維持管理

定期的な診断に基づく適切な処置により、良好な状態を保ち、育成する環境づくりの検討を進めます。

②代替わりとなる幹の育成

定期的な診断に基づく適切な処置を継続しながら、状況を見極めて、代替わりとなる幹の育成に努めます。

③後継樹の育成

挿し木や接ぎ木などの方法による原木後継の苗木作り、育成を検討します。

④原木記念公園の検討

本町が河津桜発祥の地であることを象徴する河津桜原木記念公園の整備について検討します。

1-2 河津桜憲章の創設

①河津桜憲章の制定

河津桜を河津町のシンボルとして後世に引き継いでいくことを表現した、河津桜憲章を制定します。

②河津桜憲章の普及啓発

河津桜憲章を小中学校、高校、事業所、団体などに幅広く普及啓発します。

③河津桜憲章作品の募集

河津桜憲章に係る内容について、自分が日頃考えていること、体験したことなどを図画やポスター・自由詩・作文・標語・習字として募集、公開する河津桜憲章作品イベントについて検討します。

1-3 河津桜サミットの開催

①河津桜サミット実行委員会の設立

河津桜サミットを実施するため、サミットのプログラムを構築する住民参加による実行委員会について、設立を検討します。

②河津桜サミットの開催

河津桜の発祥の地であることを活かし、河津桜にゆかりのある市町が参加する河津桜サミットの開催を検討します。

1-4 河津桜に関する社会学習の推進

①教材としての活用

郷土の資産である河津桜を小中学校の教材として活用します。

②講座・勉強会の開催

河津桜に関連した歴史文化や自然科学について学ぶ講座・勉強会の開催を検討します。

1-5 地域で取り組む桜の名所づくり

①河津桜ランドオーナー制度

高齢化や町外居住などで管理が難しくなる土地や、改植に協力いただける土地を対象として、河津桜を植樹して風景をつくる（公園化する）、河津桜ランドオーナー制度の創設を検討します。ランドオーナーには、土地の適切な管理、制度促進のための負担軽減などを検討します。

②地元に愛される河津桜の拡大

河津桜を植樹できそうな場所を地域で発掘し、官民協働による植樹を通じて地元に愛される河津桜の拡大を図ります。

③新たな河津桜の名所の整備

伊豆縦貫自動車道の整備にあわせて、本町の玄関口となる場所において、河津桜を活用したランドマークとなるような整備を検討します。整備に際しては、竹林対策や鹿害対策などの対応についても併せて検討します。

④育成バックヤードの確保

河津桜の保護育成には育成のバックヤードが必要となります。一方、バックヤードの管理には、行政・民間の役割分担や負担などの課題があります。今後は、協働の活動を念頭に育成バックヤードの確保に努めます。

1-6 発祥の地としてのブランドの確立

①河津桜の調査・研究

河津桜の原木の状態、町内に分布する数多くの河津桜の生態や育成状況など、河津桜に関する情報を収集し、調査・研究を継続して、今後の保護育成に繋がります。

②原木・名木などのルーツと歴史の確立

原木や名木に関するルーツや歴史に関する情報を聞き取り等により詳細に整理し、物語性を強化して、町内外に向けて効果的に発信します。

③河津桜育成技術の伝承

寄贈する河津桜が良好な状態を保つことができるように、苗木の寄贈のみでなく、寄贈先に対して河津桜育成技術を伝承します。

2) 樹木保護育成に向けた“樹木情報づくり”

2-1 町内に咲く河津桜の調査

①河津桜基礎リストの作成・更新

河津桜の基礎的な情報を把握し、発信するため、公共用地にある河津桜をはじめ、基礎的なデータ収集が可能な樹木を対象として、河津桜基礎リストの作成・更新を検討します。リストの作成には、これまでにある樹木データを活用します。

②河津桜カルテの作成・更新

主な河津桜を対象として、樹木の個別特性やいわれ、施術暦などを詳しく記録した河津桜カルテの作成・更新を検討します。

③リスト・カルテの活用

河津桜基礎リスト・河津桜カルテを活用し、樹木の健康維持や優良な河津桜の拡大、回遊性の向上を図ります。

2-2 河津桜情報の収集と発信

①情報・技術の収集と発信

病虫害への対応や樹木の手入れに関する情報・技術を収集し、多くの関係者にわかりやすく情報提供します。

②町内の桜情報の収集と発信

町内の河津桜に関する情報を収集し、町内外に発信します。

3) 保護育成活動の“担い手づくり”

3-1 河津桜守人制度の創設と守人の育成

①河津桜守人制度の創設

河津桜を見守り、適切に手入れしていく団体を育成していくため河津桜守人制度の創設を検討します。

②河津桜守人の育成

講習・実習などを通じて技術や知識を高め、河津桜守人としての育成に努めます。

3-2 河津桜守人サポーターの創設と登録者の拡大

①河津桜守人サポーターの創設

河津桜守人の活動をサポートするため、河津桜守人サポーターの創設を検討します。

②河津桜守人サポーター登録者の拡大

河津桜守人サポーターの役割や存在の大切さを広め、サポーター登録者の拡大に努めます。

3-3 河津桜アドバイザーの派遣

①河津桜アドバイザーの創設

河津桜について専門的な知識・技術を持つ方を河津桜アドバイザーとして登録し、派遣する仕組みの創設を検討します。

②河津桜アドバイザーの派遣

河津桜守人講習会や植樹、その他のイベント等への河津桜アドバイザーの派遣、指導提供に努めます。

3-4 樹木管理参加者の拡大

①管理活動のPR・参加促進

河津桜の管理活動について情報発信を行い、参加者の拡大を図ります。また、小学生や中学生・高校生が参画できる仕組みの構築に努め、参加を促します。

②樹木管理イベントの開催

樹木管理に楽しみを感じて参加してもらうためのイベントの開催を検討します。

3-5 河津桜センターの創設

①情報活動拠点の設置

河津桜を活用してまちづくりを進めていくことを目的として、情報拠点及び河津桜守人等の活動拠点の設置を検討します。施設の設置については、既存施設などの活用を含め、観光拠点としての位置づけを含めて検討します。

②河津桜情報の一元化

河津桜に関する文献、写真、データ、開花情報などの情報の一元化、適切な管理、町内外に向けた効果的な発信に努めます。

③河津桜ガイドによる情報提供

一元化した情報を管理発信するガイドを配置し、情報がわかりやすい体制づくりに努めます。

4) 河津桜を楽しむ“回遊づくり”

4-1 河津桜を演出する見どころづくり

①公園内の桜の管理

河津桜守人などの協力を得ながら、既存公園内にある河津桜を適切に管理していくほか、植栽が可能な場所には積極的な河津桜の植樹を行い、管理の行き届いた魅力ある公園づくりに努めます。

②伊豆縦貫自動車道整備にあわせたランドマークづくり

伊豆縦貫自動車道の整備に伴い、町の玄関口となる場所に新たなランドマークを検討するほか、自然環境と調和した河津桜の植栽豊かな公園整備に努めます。また、早咲きで知られる河津正月桜を活かした植栽など特徴ある整備に努めます。

4-2 河津桜の魅力的な場所の創出と回遊ルートの設定

①新たな回遊ルートの設定

河津川沿いの回遊のみでなく町内の広い地域に河津桜を楽しんでもらうことができる場所を創出、新たな回遊ルートを設定し、誘客を図ります。

②河津桜を誇りとする物語性の強化

花や樹木の魅力のみではなく、河津桜を誇りとしている心や活動を表現する物語性を強化し、回遊に結び付けます。

③伊豆縦貫自動車道からの回遊性の創出

伊豆縦貫自動車道の整備にあわせて河津桜を増やし、多くの来訪者を町内に誘導するための沿道の魅力づくりを進め、回遊性を高めます。

4-3 河津桜を楽しめる沿道の演出

①街路樹植栽の開発

桜は街路樹として適さないとされていますが、大鉢に植えて改植するなど、町の特色を感じることで沿道景観の演出手法の研究開発を検討します。

②遊休地利用による河津桜の演出

沿道にある遊休地などを利用した河津桜の植樹、沿道を楽しむことのできる河津桜の演出を進めるよう努めます。

4-4 おもてなしの充実

①回遊を楽しむことのできるイベントの企画と実施

町民参加による町内の広い地域を回遊してもらうことができるようなイベントの開催を官民協働により検討します。

②町民一人ひとりの来訪者へのおもてなし

来訪者を温かく迎える心を大切にし、町民一人ひとりによるそれぞれの場面での「おもてなし」を充実します。

4 重点プロジェクト

重点プロジェクト1 河津桜憲章の創設

①河津桜憲章の制定

河津桜を河津町のシンボルとして後世に引き継いでいくことを表現した、河津桜憲章を制定します。

②河津桜憲章の普及啓発

河津桜憲章を小中学校、高校、事業所、団体、自治会、一般町民などに幅広く普及啓発します。

③河津桜憲章作品の募集

河津桜憲章に係る内容について、自分が日頃考えていること、体験したことなどを図画やポスター・自由詩・作文・標語・習字として募集、公開する河津桜憲章作品イベントについて検討します。

河津桜憲章（案）

河津桜は本町をその発祥の地とし、冬から早春に咲く早咲きの桜として人々に親しまれ、その姿は観る人の心を癒してくれています。河津桜は数多くの桜のなかでも最も早く咲く桜の一つとして、学術的にも高い価値を持っています。

わたしたちは、今を生きる人々だけでなく、未来の子どもたちのため、町の誇りとして河津桜の保護育成に取り組んでいきます。

河津町は、河津桜を日本のみでなく、世界に誇る河津町のシンボルとして、後世に引き継いでいくことを決意します。よって、河津町はここに河津桜憲章を定めます。

- 1 河津桜発祥の地としての誇りを持ち、魅力あるまちづくりを進めます。
- 1 河津桜の保護育成のために、一人ひとりが積極的に行動します。
- 1 おもてなしの心で、来訪者を温かく迎えます。

平成 26 年 1 月 31 日 河津桜マスタープラン策定委員会

重点プロジェクト2 河津桜守人制度の創設と桜守人の育成

①河津桜守人制度の創設

河津桜を見守り、適切に手入れしていく団体を育成していくため河津桜守人制度の創設を検討します。

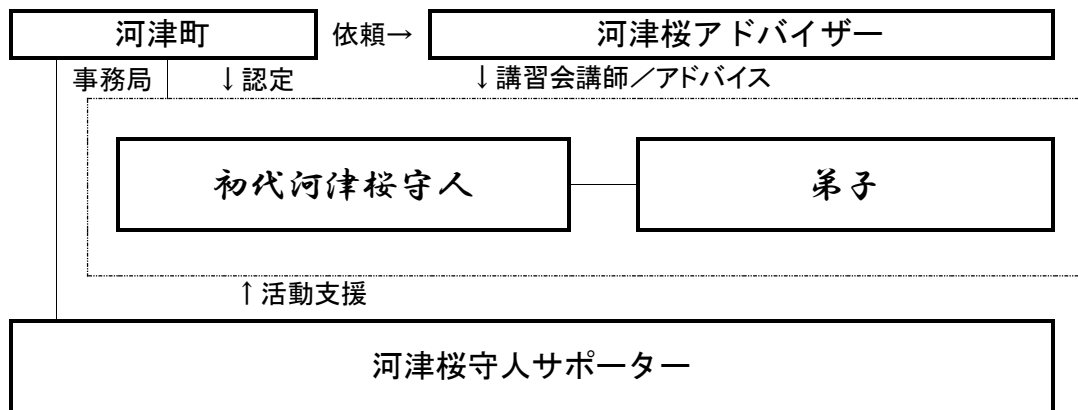
②河津桜守人の育成

講習・実習などを通じて技術や知識を高め、河津桜守人としての育成に努めます。

<目的・概要>

町の誇り・象徴である河津桜の、保護・育成を担う団体を育成する。構成員は、町の名誉職として、河津桜守人に認定する。事務局は、町が担う。

河津桜守人制度イメージ図



■桜守人の責務と権限

- ・河津川沿いほか町内の河津桜並木・名所などの定期点検（交代で2回／月程度、2人／組・30組、1～2回／人）
- ・カルテの作成（カルテの枠組みは町と守人が協議して作成）
- ・処方の処置（直営・経費は町負担）
- ・処方の指示（命令）（町に報告、町は報告に基づき処方を発注）
- ・桜案内（桜まつり期間や毎休日、要請に応じて…）
- ・地区の名所づくり
- ・次代の育成（弟子の育成／初代認定証を次代に譲渡する申請権を持つ）

■認定証取得条件

- ・構成員は、1年間の講習・研修を経て認定する。10年間の期限付きの認定とする。
- ・講習・実習参加。
（育成講習会を1年間開催、うち10回以上参加する。講習会プログラムは町が作成・実施）

■初代の育成

- ・各区より、2～4名を推薦する。
- ・町外から、公募（自薦）・推薦（他薦）などにより15名程度を加える。
- ・2名／区を目安に認定する。（3～4名／区もあれば、0名／区もあり。）
- ・初代総数は、48名／町内各区。他12名／町外。計60名。

■地区の名所づくり

- ・古木・名木の周辺環境整備や新たな桜の名所づくり（遊休地など）
- ・地区選出の桜守人が中心となって推進（町、サポーターによる支援）
- ・地区の名所コンテスト
（「新旧名所」や「古木・名木（周辺環境とセット）」を対象。1回／年実施、表彰）

■河津桜守人サポーター

- ・河津桜守人のサポーターグループの結成（任意団体、立上げは町が支援）
- ・会費制（運営事務費程度）
- ・河津桜守人の活動支援（勝手連的に…）
- ・特典付与（温泉券、駐車券、ニュース）

（案）

河津 太郎 殿（下峰地区）

河津桜守人認定証

あなたを、河津町初代河津桜守人に認定します。

有効期限 平成 年 月 日まで

河津町長 相馬宏行

平成 年 月 日

重点プロジェクト3 河津桜の魅力的な場所の創出と回遊ルートの設定

①新たな回遊ルートの設定

河津川沿いの回遊のみでなく町内の広い地域に河津桜を楽しんでもらうことができる場所を創出、新たな回遊ルートを設定し、誘客を図ります。

②河津桜を誇りとする物語性の強化

花や樹木の魅力のみではなく、河津桜を誇りとしている心や活動を表現する物語性を強化し、回遊に結び付けます。

③伊豆縦貫自動車道からの回遊性の創出

伊豆縦貫自動車道の整備にあわせて河津桜を増やし、多くの来訪者を町内に誘導するための沿道の魅力づくりを進め、回遊性を高めます。

河津桜の郷 整備構想図



河津桜の郷整備構想・概要

ゆったり温泉エリア…再整備を検討していく

- 紅葉山…林地改植を検討していく
- 河津桜ランドマーク(複数個所)…林地改植を検討していく
- 河津桜並木…適切な維持管理・運営と設置・整備を検討していく

(仮)逆川I.C. エリアの立寄エリア

- 田舎公園…設置・整備を検討していく

森林エリア…国道414号沿道の桜並木整備

観光誘客エリア

- 河津桜丘陵公園…設置・整備を検討していく
- 花菖蒲園…リピーターの増加
- 河津バガテル公園…リピーターの増加

河津桜並木…適切な維持管理・運営と設置・整備を検討していく

凡例	
	主要なエリア区分
	河津桜ゾーン
	ランドマーク・桜の見所の保全・創出
	河津桜並木の保全・創出
	伊豆縦貫自動車道
	主要幹線道路
	幹線道路・補助幹線道路
	主要な生活道路
	主要な河川
	行政区境界

※この図は河津守人マスタープランとしてまとめたものです



○河津町河津桜保護育成計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 町の木である「河津桜」を最大限活用したまちづくりの推進を図る事を目的とした河津桜保護育成計画(愛称を「河津桜守人マスタープラン」という。)を策定するため、河津町河津桜保護育成計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は目的達成のため、次の職務を行う。

- (1) 河津桜の原木の保護育成に関すること。
- (2) 河津桜の町内植栽 1 万本の推進に関すること。
- (3) その他河津桜を活用したまちづくりに関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員 10 名以内で組織する。

- 2 委員は河津桜を中心としたまちづくりに賛同する者を町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は 1 年とする。ただし、目的が達成された時点で委員会を解散する。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、産業振興課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱施行後、最初に開催される会議は、第5条第1項の規定にかかわらず町長が招集する。

河津町河津桜保護育成計画策定委員名簿

氏名	役職等	備考
長谷川 延之	田中区長	委員長
正木 信吾	河津町観光協会副会長	副委員長
杉山 康昭	伊豆農業研究センター栽培育種科長	委員
加藤 正通	株式会社加藤樹木医事務所所長	委員
鳥澤 義和	下峰区長	委員
長田 三枝子	河津町教育委員長	委員
堤 友子	筏場花の会	委員
安藤 久美子	七滝観光協会	委員
後藤 利也	カーネーション農家	委員
平馬 宗季	桜まつり開花情報 HP 制作	委員

策定経過

会議	開催日	検討内容
第1回	8月30日	事業内容・趣旨の説明、課題の意見交換
第2回	9月30日	課題、対応方策についての意見交換
第3回	11月6日	将来像、基本方針についての意見交換
第4回	12月4日	保護育成計画の意見交換
第5回	1月9日	計画書最終案をオーソライズ

河津桜に関する年表

年代	河津町	南伊豆地域
1945 年以降	伊豆半島の外部からカンヒザクラやシナミザクラなどが導入され、当地に自生するサクラの野生種が確認されている。	伊豆半島の外部からカンヒザクラやシナミザクラなどが導入され、当地に自生するサクラの野生種が確認されている。
1955 年	◇飯田勝美氏が河津町峰に成育していた 5～6 年生の若木を譲り受け庭に定植する。	
1968 年	◇伊東市の造園業者である勝又光也氏が苗木の増殖を行い、町内への植栽を進める。	
1972 年		有用植物園（静岡県伊豆農業研究センターの前身）が下田林業事務所、賀茂農業改良普及所と協同し、旧賀茂地区である下田市、河津町、南伊豆町、東伊豆町、松崎町、西伊豆および賀茂村（現西伊豆町）に伊東市、土肥町（現伊豆市）に加えた 2 市 6 町 1 村に呼びかけ、伊豆環境緑化推進協議会を発足する。
1972 年以降	伊豆環境緑化推進協議会の生態調査により、カワヅザクラが地域内で活用すべき有用な早咲きサクラの 7 品種の一つとして選定される。	有用植物園（静岡県伊豆農業研究センターの前身）でカワヅザクラの原木から採穂、南伊豆石廊崎の大久保試験地内に自生していたオオシマザクラに接ぎ木をして母樹園を設置した。
	伊豆環境緑化推進協議会で地域振興に貢献する重要な観光資源と位置づけ、それぞれの分布及び開花特性について調査。結果、南伊豆地域に固有の 4 品種の一つとして認められる。	伊豆環境緑化推進協議会でソメイヨシノより開花期が早く、かつ観賞価値の高いサクラの探索と、生態調査を行った結果カワヅザクラ、ミナトザクラ、オキチザクラ、オオシマ早生、ベニカンザクラ、カンザクラ、オオカンザクラの 7 品種を地域内で活用すべき有用な早咲きサクラとして選定。
1973 年	◇伊豆環境緑化推進協議会の調査の中で飯田氏宅の桜をカワヅザクラ（河津桜）と命名し、原木とする。	伊豆環境緑化推進協議会で地域振興に貢献する重要な観光資源と位置づけ、それぞれの分布及び開花特性について調査。カワヅザクラ、ミナトザクラ、オキチザクラ、オオシマ早生の 4 品種が南伊豆地域固有の品種として認められる。
1975 年	◇河津町で「町の木」に制定される。町内の若手農業者を中心に苗木の増殖を行い、町内への植栽を進める。	
1980～ 1988 年	伊豆振興センター南伊豆農場（静岡県伊豆農業研究センターの前身）が環境緑化事業の一貫として育苗事業を行う。カワヅザクラは重点的に苗木の増殖が行われ河津町には 1,230 本が配布される。	伊豆振興センター南伊豆農場（静岡県伊豆農業研究センターの前身）が環境緑化事業の一貫として育苗事業を行う。カワヅザクラは重点的に苗木の増殖が行われ河津町、南伊豆町で 502 本、西伊豆町と下田市にそれぞれ 60 本配布される。
1986 年以降	増殖と植栽が継続して行われ、2011 年には河津川堤防に約 800 本、河津町内に約 1 万本が植栽される。	南伊豆町から青野川沿いへカワヅザクラのオオシマザクラ接ぎ木に取り組む。
1991 年	河津桜まつりが開催される。来場者数 3000 人程度	
1999 年	河津桜まつり来場者 100 万人に達する。	みなみの桜と菜の花まつり開催。

年代	河津町	南伊豆地域
2000年代		
2003年	河津町内でカワヅザクラより早咲きで花色の濃い変異個体が見出され「河津正月」と命名し品種登録をする。	
2005年	カワヅザクラ原木を町指定の天然記念物として保護。	みなみの桜と菜の花まつり約40万人を集客。
2005年3月	●「カワヅザクラの花芽文化とその発達」論文公開	
2006年2月	●「南伊豆地域におけるカワヅザクラの開花期」論文公開	
2008年4月	●「カワヅザクラの花芽形成と発達の論文」論文公開	
2008年9月	●「カワヅザクラにおける自発休眠覚醒期」論文公開	
2008年10月	●「カワヅザクラの多発休眠期における発育速度モデルの作成ならびに切り枝での開花および花の品質に及ぼす気温の影響」論文公開	
2008年11月	●「初休眠期の発育速度によるカワヅザクラの開花日予測モデル」論文公開	
2009年9月	●「カワヅザクラにおける開花予測法の検討」論文公開	
2010年2月	●「カワヅザクラの特性と産業利用に関する研究」論文公開	
2012年12月	●「南伊豆地域における早咲きザクラの探索、増殖、生態解明および観光資源としての利用への貢献」論文公開	

出典:「南伊豆地域における早咲きザクラの探索、増殖、生態解明及び観光資源としての利用への貢献」(論文)、桜百科

※記号無しは「南伊豆地域における早咲きザクラの探索、増殖、生態解明及び観光資源としての利用への貢献」の論文からの出典

◇は桜百科からの出典。●は論文公開に関するもの